

「利息制限法施行令（案）」及び「出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（案）」の公表に対する意見

2007年8月31日

日本弁護士連合会

金融庁は，8月6日付で「利息制限法施行令（案）」及び「出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（案）」を公表し，それに対する意見を募集している。そこで，当連合会は下記のとおり意見を述べる。

記

第1 利息制限法施行令案（以下「利限法施行令案」という。）第1条及び出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令案（以下「出資法施行令案」という。）3条関係について

- | |
|---|
| 1 各条1号において，手数料の上限額を設けるべきである。
上限額は315円が相当である。 |
|---|

（理由）

手数料の上限額を設けないとすれば，上限金利規制が潜脱されるおそれが否定できないので，上限額を設けるべきである。その上限は，銀行等の金融機関におけるキャッシュカード再発行手数料がおおむね1050円程度であることを勘案して，その3分の1程度の315円とすべきである。

- | |
|------------------|
| 2 各条2号は削除すべきである。 |
|------------------|

（理由）

利息制限法（以下「利限法」という。）第6条第1項及び「出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）第5条の4第4項第2号は，「カードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの」（利限法引用。出資法同旨）と規定しているので，「その他の債務者の要請より債権者が行う事務の費用」として利息とみなされない費用に該当するためには，「カードの再発行」と同種ないし同じ目的のものであることを法律は予定していると解される。この点，カードの再発行と法定交付書面等の再交付ないし再提供との間には，同種ないし同じ目的があるとは認められないので，これらの手数料をみなし利息から外

すことは委任立法の範囲を超えるものと解される。

また、利限法施行令第5条において、保証の場合における保証委託書等の書面の再交付等の手数料を保証料とみなさない費用に列挙していないこととの整合性からも、債務者に対する法定交付書面等の再交付等手数料を利息とみなさないこととするには疑問がある。

仮にこの再発行等手数料を認めるとするならば、その中には、債務者からの取引履歴開示請求に応じるための開示事務費用が含まれないことを明示すべきである。

3 各条3号は削除すべきである。

(理由)

カードの再発行と再度の口座振替手続の間には同種ないし、同じ目的があるとは認められないので、これらの手数料をみなし利息から外すことは委任立法の範囲を超えるものと解される。

また、債務者が弁済期に弁済できず、債務者が期限の利益を喪失するに至った場合には、債権者は遅延損害金を得ることができるのであるから、それとは別に徴収した手数料を利息とはみなさない合理的理由を見出しがたい。

仮に再度の口座振替手続手数料を利息とみなさないことにする場合、その手数料に上限額を設けないとすれば、上限金利規制が潜脱されるおそれが否定できないので、上限額を設けるべきである。そして、その額は、後述のATM等手数料と同様に105円が相当である。

第2 利限法施行令第2条、第4条及び出資法施行令第2条関係について

債権者の通常の営業時間内における機械利用料はその全額を利息とみなすべきであり、夜間・休日の機械利用料に限り、利息とみなされない金額の上限は、受取り又は支払額の額にかかわらず、105円とすべきである。

(理由)

現行の出資法において、現金自動支払機その他の機械(ATM, CD)の利用料は、利息とみなされている。また、債務者が債権者の営業時間内に有人営業所において対面で借入れ又は弁済をした場合に、利息とみなされる費用が生じ得ない。それなのに、債権者において、営業所の無人化、機械化によるコストダウンの利益を享受したうえ、さらに、ATM等の利用料のコストを債務者の負担に転嫁する合理的理由を見出すことができないので、改正利息制限法第6条第2項第3号には立法事実欠缺していると言わざるを得ない。また、債務

者の負担を軽減する趣旨で出資法の上限金利が引き下げられたという貸金業法等の改正の趣旨に照らすと、仮にA T M等利用料を利息とみなすことを許容したとしても、約定による利息負担額とA T M等利用料の合計額が現行出資法上限の年29.2%による金利負担額よりも大きくなる事態が生じるとすれば、現在よりも債務者の負担が大きくなってしまふのであるから、法改正の趣旨に反すると言わなければならない。

そこで、利限法施行令案が示す上限額が適切かどうかを、次の設例をもとに検討してみる。

〔設例〕

債務者が本年1月1日に3万円を年利20%の約定にてA T Mを利用して借入れ、同月から毎月末日限り完済に至るまで3000円ずつA T Mを利用して弁済した。

この設例において、現行利限法所定の制限にしたがうと完済に至るまでの合計弁済額は、別紙「利息制限法計算書」のとおり、3万3049円である。

しかし、債権者が利限法施行令案の上限額のA T M利用手数料（借入時に630円、弁済時に各420円）を徴収し、これらが利息とみなされないのであれば、これらの利用料を含めて債務者が負担する合計額は、別紙「利限法施行令案を前提にした実質年率計算書」のとおり、3万7540円にもなる。その場合にA T M利用料を利息とみなせば、年49.589%にもなる。

これに対し、現行出資法の上限によったとしても、A T M利用料は利息とみなされるので債務者負担額は最大でも、別紙「現行出資法の上限金利による計算書」のとおり、3万4738円で足りる。

以上によれば、A T M利用料を債務者に負担させ、利限法施行令案のとおりこれを利息とみなさないとすれば、事例によっては、実質年率が現行出資法よりも大幅に超過する事態が生じてしまう。これでは、債務者の負担を軽減するとの法改正の趣旨に背馳してしまうであろう。

この点、銀行等の金融機関におけるA T M利用料の実情をみると、自行カードを利用する場合、おおむね営業時間内の利用料は無料とされており、夜間・休日においても105円とされ、この程度の額が利用料として適正と考えられる最大限であろう。

したがって、A T M等の利用料の上限は、旧法よりも債務者負担額を軽減するとの法の趣旨や銀行等における利用料の水準等を勘案して、債権者の通常の営業時間内における利用料はその全額を利息とみなすべきであり、夜間・休日の利用料に限り、利息とみなされない金額の上限は、受け取り又は支払額の額にかかわらず、105円とすべきである。

第3 利限法施行令案第5条関係について

- 1 1号について、上記第1の1の意見に同じ。
- 2 2号について、上記第1の3の意見に同じ。

以上

別紙

現行出資法の上限金利による計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
1	平成19年1月1日	30,000		29.2%				30,000
2	平成19年1月31日		3,000	29.2%	30	720	0	27,720
3	平成19年2月28日		3,000	29.2%	28	620	0	25,340
4	平成19年3月31日		3,000	29.2%	31	628	0	22,968
5	平成19年4月30日		3,000	29.2%	30	551	0	20,519
6	平成19年5月31日		3,000	29.2%	31	508	0	18,027
7	平成19年6月30日		3,000	29.2%	30	432	0	15,459
8	平成19年7月31日		3,000	29.2%	31	383	0	12,842
9	平成19年8月31日		3,000	29.2%	31	318	0	10,160
10	平成19年9月30日		3,000	29.2%	30	243	0	7,403
11	平成19年10月31日		3,000	29.2%	31	183	0	4,586
12	平成19年11月30日		3,000	29.2%	30	110	0	1,696
13	平成19年12月31日		1,738	29.2%	31	42	0	0
			34,738					

別紙 利限法施行令案を前提にした実質年率計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
1	平成19年1月1日	30,000	630	49.589%				29,370
2	平成19年1月31日		3,420	49.589%	30	1,197	0	27,147
3	平成19年2月28日		3,420	49.589%	28	1,032	0	24,759
4	平成19年3月31日		3,420	49.589%	31	1,042	0	22,381
5	平成19年4月30日		3,420	49.589%	30	912	0	19,873
6	平成19年5月31日		3,420	49.589%	31	836	0	17,289
7	平成19年6月30日		3,420	49.589%	30	704	0	14,573
8	平成19年7月31日		3,420	49.589%	31	613	0	11,766
9	平成19年8月31日		3,420	49.589%	31	495	0	8,841
10	平成19年9月30日		3,420	49.589%	30	360	0	5,781
11	平成19年10月31日		3,420	49.589%	31	243	0	2,604
12	平成19年11月30日		2,710	49.589%	30	106	0	0
			37,540					

利息制限法計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
1	平成19年1月1日	30,000		20.0%				30,000
2	平成19年1月31日		3,000	20.0%	30	493	0	27,493
3	平成19年2月28日		3,000	20.0%	28	421	0	24,914
4	平成19年3月31日		3,000	20.0%	31	423	0	22,337
5	平成19年4月30日		3,000	20.0%	30	367	0	19,704
6	平成19年5月31日		3,000	20.0%	31	334	0	17,038
7	平成19年6月30日		3,000	20.0%	30	280	0	14,318
8	平成19年7月31日		3,000	20.0%	31	243	0	11,561
9	平成19年8月31日		3,000	20.0%	31	196	0	8,757
10	平成19年9月30日		3,000	20.0%	30	143	0	5,900
11	平成19年10月31日		3,000	20.0%	31	100	0	3,000
12	平成19年11月30日		3,049	20.0%	30	49	0	0
			33,049					